

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和元年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	84	事業名	道路新設・改良事業（中赤崎地区）	事業番号	D-1-17
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		562,816（千円）	全体事業費	1,084,605（千円）	
事業概要					
<p>道路新設・改良：L=870m（新設L=270m・W=6.0m、改良L=420m・舗装幅員W=5.0m、改良L=40m・舗装幅員W=5.0m（ガード拡幅）、新設L=140m・W=6.0m）</p> <p>事業期間：平成 24 年度～令和 2 年度</p> <p>津波により壊滅的な被害を受けた赤崎町中赤崎地区において、防災集団移転促進事業の高台移転先住宅団地及び災害公営住宅整備事業の災害公営住宅の開発に当たり、進入路を整備するものである。新設区間は幅員 6.0m、改良区間は既存道路（幅員 2.5m 程度）を舗装幅員 5.0m 及び既存の三陸鉄道ガード（全幅員 4.0m）を舗装幅員 5.0m に拡幅改良する計画である。</p> <p>〔復興計画「都市基盤の復興」2 道路新設・改良事業〕</p> <p>高台や防災拠点へのアクセス道路、災害時の避難路、緊急車両が進入できない狭隘道路、地盤沈下により冠水する道路、浸水区域内のまちづくりと一体となった道路整備</p> <p>（事業間流用による経費の変更）（平成 29 年 1 月 19 日）</p> <p>本工事費等に係る事業間流用が必要となったため、D-4-1 災害公営住宅整備事業（明神前団地（災））から 757 千円（国費：H23 補正予算 606 千円）及び D-4-2 災害公営住宅整備事業（雇用促進住宅）から 2,055 千円（国費：H23 補正予算 1,644 千円）及び D-4-3 災害公営住宅整備事業から 68,389 千円（国費：H23 補正予算 54,711 千円）及び D-20-1 大船渡地区都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）から 3,257 千円（国費：H23 繰越予算 2,606 千円）及び◆D-1-1-1 避難誘導標識等設置事業から 224 千円（国費：H23 補正予算 179 千円）及び◆D-4-1-1 災害公営住宅駐車場整備事業から 37,104 千円（国費：H24 当初繰越予算 29,683 千円）及び◆D-4-2-1 市有住宅整備事業から 851 千円（国費：H23 補正予算 681 千円）及び D-21-1 公共下水道整備事業（盛川左岸幹線）から 44,600 千円（国費：H23 繰越予算 35,680 千円）及び◆D-4-1-2 災害公営住宅敷地整備事業（既存建物解体）から 210 千円（国費：H23 繰越予算 168 千円）及び D-1-14 道路新設事業（浦浜仲地区）から 31,608 千円（国費：H23 繰越予算 25,286 千円）及び D-4-8 災害公営住宅整備事業（明神前団地 2）から 19,834 千円（国費：H23 繰越予算 15,867 千円）及び D-4-9 災害公営住宅整備事業（赤沢団地）から 16,830 千円（国費：H23 繰越予算 13,464 千円）及び D-4-10 災害公営住宅整備事業（上山団地）から 871 千円（国費：H23 繰越予算 697 千円）及び D-4-11 災害公営住宅整備事業（平林団地）から 870 千円（国費：H23 繰越予算 696 千円）及び D-4-12 災害公営住宅整備事業（宇津野沢団地）から 1,440 千円（国費：H23 繰越予算 1,152 千円）及び D-15-1 津波復興拠点整備計画作成事業から 9 千円（国費：H23 繰越予算 7 千円）及び D-1-15 道路新設事業（泊里地区）から 47,779 千円（国費：H23 繰越予算 38,223 千円）及び D-1-18 道路新設・改良事業（蛸ノ浦地区）から 15,876 千円（国費：H25 当初繰越予算 12,701 千円）及び D-4-14 災害公営住宅整備事業（泊里団地）から 21,968 千円（国費：H23 繰越予算 17,574 千円）及び D-4-17 災害公営住宅整備事業（蛸ノ浦団地）から 133,035 千円（国費：H24 当初繰越予算 106,428 千円）、合計 447,567 千円（国費：358,053 千円）を流用。これより、交付対象事業費は 362,454 千円（国費：289,963 千円）から、810,021 千円（国費：648,016 千円）に増額。</p> <p>（事業間流用による経費の変更）（平成 29 年 10 月 11 日）</p> <p>本工事費等に係る事業間流用が必要となったため、D-4-13 災害公営住宅改修事業から 3,904 千円（国費：H23 繰越予算 3,123 千円）及び D-4-15 災害公営住宅整備事業（中赤崎団地）から 53,744 千円（国費：H</p>					

24 当初繰越予算 42,995 千円) 及び D-4-20 災害公営住宅整備事業 (区画整理地区) から 16,359 千円 (国費 : H25 当初繰越予算 13,087 千円) 及び ◆ D-4-3-2 公営住宅長寿命化計画策定事業から 215 千円 (国費 : H26 当初繰越予算 172 千円)、合計 74,222 千円 (国費 : 59,377 千円) を流用。これより、交付対象事業費は 810,021 千円 (国費 : 648,016 千円) から、884,243 千円 (国費 : 707,393 千円) に増額。

当面の事業概要

<平成 25 年度～平成 26 年度>

測量設計 : 1 式 (21,914 千円)、用地補償 : 1 式 (94,705 千円)、新設 : L=140m・W=6.0m 完了 (41,444 千円)

<平成 27 年度>

工事施工 : L=178m (81,484 千円)、測量設計 : 1 式 (24,991 千円)

<平成 28 年度>

工事施工 : L=152m (93,983 千円)、用地補償 : 1 式 (3,017 千円)

<平成 29 年度>

工事施工 : L=360m (95,311 千円)、委託費 : 1 式 (3,240 千円)

<平成 30 年度>

<令和元年度>

三陸鉄道部 : (290,700 千円)、委託費 : 1 式 (9,300 千円)

<令和 2 年度>

工事施工 : L=40m (40,755 千円)、三陸鉄道部 : (483,486 千円)、委託費 : 1 式 (96,391 千円)、
用地補償 : 1 式 (2,099 千円)

※防災集団移転促進事業 (中赤崎地区) の造成工事と一体的に施工するものである。

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災で発生した津波により、赤崎町地区は建物 715 棟 (全壊 537、大規模半壊 84、半壊 94) が壊滅的な被害を受けた。復興計画により土地利用方針が示されたことにより、防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業による高台移転を行う計画である。

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和元年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	168	事業名	道路新設・改良事業（中赤崎地区）（補助率変更分）	事業番号	D-1-26
交付団体	市		事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費	0（千円）		全体事業費	298,215（千円）	
事業概要					
道路新設・改良：L=870m（新設L=270m・W=6.0m、改良L=420m・舗装幅員W=5.0m、改良L=40m・舗装幅員W=5.0m（ガード拡幅）、新設L=140m・W=6.0m）					
事業期間：平成 24 年度～令和 2 年度					
津波により壊滅的な被害を受けた赤崎町中赤崎地区において、防災集団移転促進事業の高台移転先住宅団地及び災害公営住宅整備事業の災害公営住宅の開発に当たり、進入路を整備するものである。新設区間は幅員 6.0m、改良区間は既存道路（幅員 2.5m 程度）を舗装幅員 5.0m 及び既存の三陸鉄道ガード（全幅員 4.0m）を舗装幅員 5.0m に拡幅改良する計画である。					
〔復興計画「都市基盤の復興」2 道路新設・改良事業〕					
高台や防災拠点へのアクセス道路、災害時の避難路、緊急車両が進入できない狭隘道路、地盤沈下により冠水する道路、浸水区域内のまちづくりと一体となった道路整備					
（事業間流用による経費の変更）（令和元年 10 月 7 日）					
本工事費等に係る事業間流用が必要となったため、D-13-1 がけ地近接等危険住宅移転事業から 298,215 千円（国費：H23 繰越予算 104,733 千円、H25 当初予算 126,383 千円 計 231,116 千円）を流用。これより、交付対象事業費は 0 千円（国費：0 千円）から、298,215 千円（国費：231,116 千円）に増額。					
当面の事業概要					
＜平成 25 年度～平成 26 年度＞					
測量設計：1 式（21,914 千円）、用地補償：1 式（94,705 千円）、新設：L=140m・W=6.0m 完了（41,444 千円）					
＜平成 27 年度＞					
工事施工：L=178m（81,484 千円）、測量設計：1 式（24,991 千円）					
＜平成 28 年度＞					
工事施工：L=152m（93,983 千円）、用地補償：1 式（3,017 千円）					
＜平成 29 年度＞					
工事施工：L=360m 95,311 千円）、委託費：1 式（3,240 千円）					
＜平成 30 年度＞					
＜令和元年度＞					
三陸鉄道部：（290,700 千円）、委託費：1 式（9,300 千円）					
＜令和 2 年度＞					
工事施工：L=40m（40,755 千円）、三陸鉄道部：（483,486 千円）、委託費：1 式（96,391 千円）、 用地補償：1 式（2,099 千円）					
※防災集団移転促進事業（中赤崎地区）の造成工事と一体的に施工するものである。					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災で発生した津波により、赤崎町地区は建物 715 棟（全壊 537、大規模半壊 84、半壊 94）が壊滅的な被害を受けた。復興計画により土地利用方針が示されたことにより、防災集団移転促進事業及び					

災害公営住宅整備事業による高台移転を行う計画である。 ※区域の被害状況も記載して下さい。
関連する災害復旧事業の概要
なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和元年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	127	事業名	がけ地近接等危険住宅移転事業	事業番号	D-13-1
交付団体	市	事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)		
総交付対象事業費	707,400 (千円)	全体事業費	399,245 (千円)		
事業概要					
<p>災害危険区域からの移転を行う者に補助金の交付 (H27 年度 3 件、H28 年度 4 件、H29 年度 5 件、H30~R2 年度各 10 件)</p> <p>(1) 除去等費 危険住宅の撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等</p> <p>(2) 建設助成費 危険住宅に代わる新たな住宅の建設のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息補給</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (令和元年 10 月 7 日) 本工事費等に係る事業間流用が必要となったため、D-1-26 道路新設・改良事業 (中赤崎地区) へ 308,155 千円 (国費: H23 繰越予算 104,733 千円、H25 当初予算 126,383 千円 計 231,116 千円) を流用。これより、交付対象事業費は 707,400 千円 (国費: 530,550 千円) から、399,245 千円 (国費: 299,434 千円) に減額。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 25 年度> 移転される世帯から提出される交付申請書の審査及び補助金交付事務</p> <p><平成 26 年度> 移転される世帯から提出される交付申請書の審査及び補助金交付事務</p> <p><平成 27 年度~令和 2 年度> 移転される世帯から提出される交付申請書の審査及び補助金交付事務</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>建築基準法第 40 条の規定に基づき、東日本大震災を教訓として、今後、同程度の津波が発生した場合でも、住民の生命や財産を守り、地域全体で減災を目指すため、浸水した区域などを災害危険区域に指定し、住宅などの建築を制限する。</p> <p>※区域の被害状況も記載して下さい。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
なし					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和元年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	123	事業名	漁港施設機能強化事業（直接補助分）	事業番号	C-6-2
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		100,000（千円）	全体事業費	100,000（千円）	
事業概要					
<p>平成 23 年 3 月 11 日発生 of 東北地方太平洋沖地震による地盤変動により、大船渡市の全漁港の全施設が約 60~100 cm 程度地盤沈下したことにより、満潮時には波が岸壁を越えて背後用地まで浸水し、漁業活動に支障を来している。</p> <p>また、今後被災した漁港施設の復旧工事を実施するに当たっても、型枠製作及びコンクリートブロック製作ヤードとして漁港用地を利用することが困難な状況となっている。</p> <p>本事業は、市管理の千歳、扇洞、吉浜、増館、小壁、泊、鬼沢、小石浜、砂子浜、野野前、小路、合足、長崎、蛸ノ浦、泊里、碁石の 16 漁港の施設用地約 11.8ha について、被災前の高さまで盛土嵩上げし、また、嵩上げに伴う排水構造物の整備も併せて実施することにより、震災以前のような活気に満ちた漁業活動ができる環境を取り戻すべく、漁港施設の機能強化を図るものである。</p> <p>各漁港用地の嵩上げ高は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千歳漁港 1.0m ・扇洞漁港 0.6m ・吉浜漁港 0.8m ・増館漁港 0.8m ・小壁漁港 0.9m ・泊漁港 1.0m ・鬼沢漁港 0.8m ・小石浜漁港 1.0m ・砂子浜漁港 1.0m ・野野前漁港 0.8m ・小路漁港 0.6m ・合足漁港 0.8m ・長崎漁港 1.0m ・蛸ノ浦漁港 1.0m ・泊里漁港 1.0m ・碁石漁港 1.0m <p>を予定しているが、測量・設計業務において、詳細な嵩上げ高を決定するものである。</p>					
当面の事業概要					
<p><令和 2 年度></p> <p>蛸ノ浦漁港の用地約 6,250 m²について、アスファルト舗装又は敷砂利を実施する。</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災による地震と津波により、市管理の全漁港施設用地が約 60~100 cm 地盤沈下し、また、一部コンクリート舗装等が消失した。</p> <p>地盤沈下により、満潮時には波が岸壁を越え背後用地まで浸水し、また、コンクリート舗装が消失した箇所は、地山がむき出しで平坦性を失っており、漁業活動に支障を来していることから、大船渡市の基幹産業である水産業の復旧、復興に資するために、早急な嵩上げ工事の実施が強く望まれている。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>当該事業により嵩上げを行う用地に接する外郭・係留・輸送施設も地盤沈下、一部倒壊等の被害を受けており、これらは公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金により、同様に嵩上げ及び原形復旧工事を実施する。</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和元年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	161	事業名	地ノ森(新田)地区内水排水対策事業				事業番号	◆D-17-2-5
交付団体	市		事業実施主体(直接/間接)			市(直接)		
総交付対象事業費	402,858(千円)		全体事業費			402,858(千円)		
事業概要								
<p>・地ノ森(新田)地区は、東日本大震災により地盤沈下が発生したことにより、高潮・大雨時の冠水が常態化し、大船渡駅周辺地域において既に活動を再開している事業所等の衛生環境を損なっていると、再開を希望する事業者等もいる中で、商業地としての活用が困難な状況になっている。</p> <p>・当該地区の東側には災害復旧済みの新田都市下水路があるが、橋梁部分において 10 年確率の降雨時に雨水が流下能力を超え、都市下水路から溢水し、土地区画整理事業への主要アクセス道路で幹線道路と位置付けている県道丸森権現堂線が当該地区で冠水(平均浸水深約 65cm)、さらには土地区画整理事業区域内でも約 30m にわたって冠水することが見込まれる。</p> <p>・また、当該地区内を横断する小水路は、災害復旧に伴って約 50cm 嵩上げした新田都市下水路に接続しているが、接続部分の高さ不足等により大雨・満潮時には排水できずに、都市下水路から水が逆流している。満潮や大雨時には、都市下水路から逆流した水が水路部分で溢れ出し、隣接の民有地等が冠水する。</p> <p>・当該地区は、土地区画整理事業地とあわせて大船渡駅周辺地域として、大船渡市復興計画や大船渡市総合計画(基本構想)などにおいても、港を中心とした観光・商業の拠点とすることとしており、一体的な復興まちづくりを進める必要がある。区画整理区域内では、津波浸水防御のための宅地嵩上げを行うとともに、県道丸森権現堂線も地盤高に合わせた嵩上げを行うことで整備を進めている。これにより、区画整理区域内では雨水排水問題は解消されるものである。</p> <p>・一体的に復興まちづくりを行うべき当該地区において、区画整理区域と同様に内水排水するための事業手法として、(1)小水路と都市下水路接続部でのポンプ排水と、(2)地区全体の嵩上げによる水路改修、のコスト比較を行ったところ、(2)のほうが安価であり、これを採用する。</p> <p>・これらを踏まえ、本事業では、民地の内水排除(嵩上げ)とあわせて以下の事業を実施する。</p> <p>①橋梁の嵩上げ・道路工 ②水路改修(嵩上げ)・境界復元</p> <p>・なお、民地の嵩上げについては、復興交付金は投入せず、地権者と時期等を調整の上、工事残土を活用しながら、敷き均しを地権者負担として実施する。</p> <p>事業規模面積：1.80ha</p>								
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	合計	
年度別事業費	24,818 千円	87,100 千円	146,315 千円	8,632 千円	134,266 千円	1,727 千円	402,858 千円	
申請額	45,117 千円	150,350 千円	108,600 千円	98,791 千円	— 千円	— 千円	402,858 千円	
(大船渡市震災復興計画 8 頁記載)								
② 産業基盤を再建します。 ア 被災した各種産業の生産基盤などを早期に復旧します。 イ 基盤整備に当たっては、建築物の構造強化や電源対策の推進など、防災機能の向上に配慮するほか、重要施設などへの重点・優先投資を行います。								
当面の事業概要								
<平成 27 年度・平成 29 年度> 測量・調査設計				<平成 28 年度～令和 2 年度> 水路改修 道路工・橋梁工 境界復元(道路・水路等境界)				
東日本大震災の被害との関係								
大船渡湾から程近い地ノ森(新田)地区においては、東日本大震災により地盤沈下を生じ、現在でも満潮時に宅地・道路が冠水するなど、内水排除に支障を来しており、これにより地区内の宅地における事業所再建が困難となっている。								
関連する災害復旧事業の概要								
県道丸森権現堂線復旧事業：地震により陥没した約 80cm 分の路盤嵩上げを実施 都市下水路災害復旧事業：損壊していた都市下水路を復旧し円滑な排水を確保								

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-17-2
事業名	被災市街地復興土地区画整理事業
交付団体	大船渡市
基幹事業との関連性	
<p>事業概要に記載のとおり、10年確率の降雨により新田都市下水路から溢水し、区域内を縦断する幹線道路である県道丸森・権現堂線が、当該区域内及び区画整理区域内のいずれでも冠水し、通行止めとなることが予想される。当該区域は、大船渡都市計画区域マスタープランや現在改定作業を進めている大船渡市都市計画マスタープラン(案)においても、活気ある商業地を一体的に図る地域として位置付けられている。区画整理区域内においては、効果的な内水排水対策が進められているが、一体的に進めるべき当該事業区域が残っていることから、安心・安全な市街地形成とにぎわいある商業機能の集積の達成を目指す同事業の効果を十分に発揮するために、効果的な内水排水対策を講じる必要がある。</p>	